

時間延長にかかる使用料

資料 3 - 1

- ①延長に要する人件費（13児童会）
- ②会費と同様の考え方から受益者負担を50%とする。
- ③延長利用の利用児童数の見込みを入会児童の約10%~20%と想定

上記①~③の考え方から

設定額	<u>日額料金</u>	100円
負担軽減として	<u>月額上限を設け</u>	1,500円とする

※減免制度の取り扱いは、会費と同様の考え方から、2人目以降は1人につき50円/日、月額上限750円/月
生活保護受給世帯や就学援助費受給世帯については、免除とする。